沖縄県立南部商業高等学校・やえせ高等支援学校

学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び 人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあ るものです。いじめ防止対策推進法(平成25年法律第7 | 号。以下「法」という。)第 | 3条の規定に 基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 を定めるものです。

(学校いじめ防止基本方針)

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。 【いじめ防止対策推進法】

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

- I 基本方針策定の意義、基本理念、いじめの定義等
 - (1) いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(以下省略) 【いじめ防止対策推進法】

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。 加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であ

ることを認識しつつ、国、県、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(3) いじめの判断

○ 「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた生徒	
の立場に立つ。	
○ いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、	左記の例に関しても、加害行為を行っ
多様な態様があることに鑑み、それだけに限定しない。	た児童生徒に対する指導等については
例① いじめられていても、本人がそれを否定する場合。	法の趣旨を踏まえた適切な対応が必
例② ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気づい	要。
てない場合。	
○ けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否	見えない所で被害が発生している場合
かを判断する。	もあるため、背景にある事情の調査を
	行い、児童生徒の感じる被害性に着目
	する。
○ いじめの認知は、学校いじめ対策組織を活用して行う。	教職員がいじめを抱え込まず、かつ、
	学校のいじめへの対応が個々の教職員
	による対応ではなく組織として一貫し
	た対応をとる

☆ 具体的ないじめの態様 (例)

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ⑨性的いたずらをされる 等

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が 生じるようなものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警 察と連携した対応を取る。

第2 いじめ防止等のための対策の内容

- I いじめの防止等のために学校が実施する施策
 - (1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

- 第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。 【いじめ防止対策推進法】
 - ① 名称学校いじめ対策委員会
 - ② 構成員

校長、教頭、事務長、教務、生徒指導部、学年主任、学級担任、対象生徒・関係生徒に関係する職員、教育相談(必要に応じてスクールカウンセラー・就学継続支援員・福祉の専門家・スクールロイヤーなど外部専門家)

- ③ 組織の役割
 - ・ 未然防止の取組
 - ・ いじめの相談・通報を受けつける窓口(電話相談窓口の周知等を含む)
 - ・ いじめの疑い、児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ・ 年間計画の作成・実行・検証・修正(PDCAサイクル)
 - ・ 教職員の共通理解と意識啓発(校内研修の企画・実施)
 - ・ 児童生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発(HP掲載、入学式・始業式等での生徒・保護者への周知)
 - ・ 定期及び緊急アンケート・面談・聴取等の実施
 - ・ いじめの認定
 - ・ いじめの対象生徒に対する支援・関係生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者と の連携などの対応を組織的に実施
 - ・ 重大事態への対応

(2) いじめの未然防止

- ① 教職員の取組
 - ・学校行事を通して「居場所づくり」や生徒・教職員相互の信頼関係の醸成を図る
 - ・社会性の涵養(人権教育、環境美化活動、基本的生活習慣の確立、情報モラル教育など)
 - ・授業改善(学習規律の確立、安心して参加できる授業、授業研究)
 - ・資質向上(研修機会の拡充など)
- ② 生徒の取組
 - ・生徒会活動の充実
 - ·環境美化活動

(3) いじめの早期発見

- ① 教職員の取組
 - ・積極的に認知する
 - ・アンケートの実施と活用

- ・生徒との対話
- ・校内巡視、ネット上の情報収集
- ・相談窓口の周知
- ・情報共有、情報管理の徹底
- ② 生徒の取組
 - ・いじめを発見したら学校や保護者など身近な大人へ相談する
 - ・ピアサポート活動

(4) いじめ発生時の対応

- ・対象生徒の立場に立って進める。
- ・迅速に詳細を確認する。
- ・いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するわけではない。例えば、 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等におい ては、「いじめ」という言葉を使わず指導する。
- ※ これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策委員 会へ情報共有する。
- ① 対象生徒への対応
 - ・対象生徒(知らせた者を含む)の安全を確保する。
 - ・対象生徒を徹底的に守り通す。
 - ・信頼できる人(友人、教員、家族、地域の人等)と連携し、寄り添う体制をつくる。
- ② 対象生徒保護者への対応
 - ・窓口を一本化し、教職員間で情報共有を行ったのち、丁寧な説明・対応を心がける。
 - ・つながりのある教職員を中心に、家庭訪問等を行い、事実関係を伝えると共に協力・連携体制 を整える。
- ③ 関係生徒への対応(支援を含む)
 - ・事情を確認
 - ・いじめは人格を傷つける(生命、身体又は財産を脅かす)行為であることを認識させ、自らの 行為の責任を自覚させる。
 - ・カウンセリング、教育相談等を行い、本人の問題解決及び成長のための支援を行う。必要なと きは関係機関との連携を行う。
 - ・事案によっては、出席停止や警察との連携も含め、毅然とした態度で対応する。
- ④ いじめをはやし立てる児童生徒への対応
 - ・自分の問題として考えさせ、いじめを受けている生徒の苦しみを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であることに気づかせ、日頃から人権意識を育む。

★ 関係機関との連携

・犯罪行為、又は児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、 早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

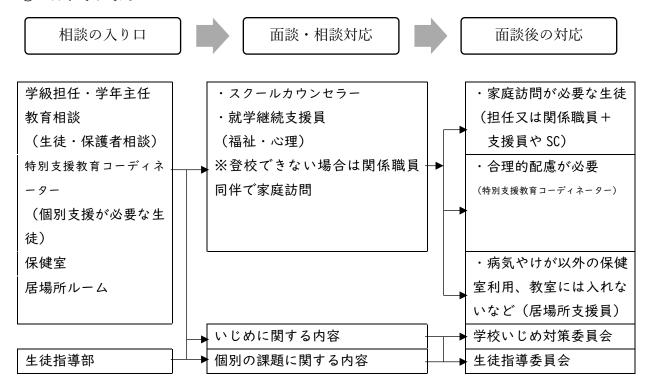
※ 教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上

・ネット上のいじめ事案に関しては、早急に県警サイバー犯罪対策課(Tel.866-0110)、法務局等に相談し、書き込みの削除等、支援を依頼する。

・その他、状況に応じて、児童相談所、医療機関等に相談を行う。

(5) 教育相談・生徒指導体制

① 日常的な対応



② 問題行動・事故等が発生した場合(迅速対応)

その場に関わった職員(第一対応者)→学級担任と該当学年主任(生徒指導部)へ報告

1

第一対応者と学年主任(もしくは生徒指導部主任)から管理職へ報告

1

対策会議(校長・教頭・学級担任・相談部・学年主任)を開き、対応方針を検討し決定する

1

対応後、事案の経緯や議事録等を整理し保管する(教頭)

(6) いじめ防止のための年間計画(校内研修等)

・学校いじめ防止基本方針読み合わせ(全職員) 学期 ・入学式・始業式等年度当初行事における、生徒及び保護者への周知 ・環境調査票等による実態把握 ·講演会(生徒対象) ·校内研修(全職員) ・セラプラス ·野外学習 ・人権の日 ・授業参観、個人面談 ・アンケート調査実施(生徒対象) ・アンケートの集約、検証、組織的対応の確認 ・校内研修(全職員) 2 学期 ・人権の日、人権講話 教室ピカピカコンテスト ・芸術鑑賞 ・キッズビジネスタウン南商 with やえせマルシェ ・個人面談週間 ・心の安全チェック ・アンケート調査実施(生徒対象) ・アンケートの集約、検証、組織的対応の確認 ・学校評価アンケート ・アンケート調査実施(生徒対象)

3 学期

・アンケートの集約、検証、組織的対応の確認

・学校いじめ防止基本方針改訂→次年度へ引き継ぎ→HP 掲載

・学校いじめ防止基本方針の見直し

2 重大事態への対処

- 第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが あると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定によ る調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【いじめ防止対策推進法】

(1) 重大事態発生の報告

- ① 教育委員会へ報告
 - ※ 重大な被害が生じる可能性がある場合は所轄署へも援助要請
- (2) 重大事態の調査(調査の主体を学校にするか設置者にするかは教育委員会が決定)
 - ① アンケート実施
 - ・ 実施前に、内容について被害保護者へ承諾を得る
 - ・ アンケート対象は状況に合わせて決定(クラス、学年、部活動等)
 - ② 面談実施
 - ・ 教員、対象生徒本人、関係生徒本人、周囲の生徒、部活動の生徒等
 - ・ 生徒への面談は、複数名で聴き取りを行う
- (3) 調査結果の情報提供及び報告
 - ① 対象生徒・保護者への報告
 - ② 教育委員会を通して首長への報告
 - ※ ①の報告後、希望がある場合は対象生徒・保護者の所見を記載した文書を添付